

## 農業用廃プラスチック処理の 個人搬入開始のお知らせ!

八重瀬町農業用廃プラスチック処理対策協議会及び、JAおきなわ東風平支店、JAおきなわ具志頭支店では、使用済みの農業用廃ビニールの回収の南部地区リサイクルセンターへの直接搬入を開始いたしました。直接搬入を行いたい方は八重瀬町役場 農林水産課等で許可証の交付を受け、許可証を持参の上で南部地区リサイクルセンター(糸満市)へ搬入をお願いします。

- 申請場所** 八重瀬町役場 農林水産課(庁舎内2F)
- 申請に必要な物** 身分証明書(免許証等)
- 搬入場所** 南部地区農業用プラスチックリサイクルセンター(糸満市)
- 搬入期間** 6月1日(月)～令和9年1月27日(水)まで  
※月・火・水 9時～16時(昼休みの12時から13時を除く)



- 回収可能なビニール**
- ・ハウス用ビニール
  - ・マルチ
  - ・ハウスバンド
  - ・灌水チューブ
  - ・防風ネット、寒冷紗
  - ・肥料袋(袋のみ束ねる)
  - ・育苗ポット

**処理料金**  
農業用廃プラスチック  
…1kg当たり農家負担額→ **25円**

《 お問い合わせ | 農林水産課 | ☎098-998-4624 》



### 実施期間

ポイント等交付申請 受付期間	ポイント等交換期間	ポイントご利用期間
令和8年4月21日(火)～ 令和8年10月15日(木)	令和8年4月21日(火)～ 令和8年10月31日(土)	令和8年4月21日(火)～ 令和8年11月30日(月)

### 事業概要

沖縄県にお住まいの、物価高騰により経済的に困難な状況にあるひとり親家庭等の皆様へ、生活関連物資と引き換え可能な電子クーポンや日用品セットを交付いたします。

対象児童が1人の家庭は10,000円分、児童が2人以上の家庭は1人につき5,000円分を加算いたします。

※電子クーポンは次の購入には使用できません。…法定費用(税金、公共料金など)、換金性の高いもの(金券、プリペイドカードなど)、規制商品(たばこ、酒類、宝くじなど)。

#### 対象者

下記の(ア)、(イ)のすべてに、該当する方。

**(ア)** 申請時点において、沖縄県内に居住していること。

+

**(イ)** 沖縄県又は県内各市において、令和8年3月分の児童扶養手当受給対象者であること。

#### 必要書類

お手元に以下の①、②の2点両方をご準備下さい。

**①** 児童扶養手当受給者証  
(令和8年3月分受給が確認できるもの)

+

**②** 母子及び父子家庭等医療費受給者証<sup>(※)</sup>  
(申請者本人分のみ)

(※)生活保護を受給していること等により、②をお持ちでない対象者の方につきましては、コールセンターへお問い合わせ下さい。

